

平成27年度第2回青森県男女共同参画審議会議事録

日 時：平成28年3月29日（火）
13：30～15：00
場 所：ラ・プラス青い森
2階 メープル

[出席委員] 日景委員、松本委員、秋庭委員、内田委員、富山委員、北村委員、今委員、
中島委員

[欠席委員] 高山委員、小笠原委員、櫻庭委員、鈴木委員、佐藤委員、益城委員、
奈良委員

(司会)

ただ今から「平成27年度第2回青森県男女共同参画審議会」を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます、青少年・男女共同参画課の織笠と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まずはじめに、県環境生活部 白坂次長から御挨拶を申し上げます。

(白坂次長)

環境生活部次長の白坂でございます。

本日は、お忙しいなか御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から男女共同参画をはじめ、県の政策の推進に御理解と御協力をいただいていることについて、厚く御礼を申し上げます。

これまで、県では、3次にわたって計画を策定いたしまして、男女共同参画の推進などの取組を進めてきたところでございます。

また、昨年、国においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる女性活躍推進法と言われておりますが、制定をいたしまして、この4月から全面施行されるなど、働く女性の活躍に関する取組が加速している状況にあります。

本県においても、女性が活躍できる環境の整備を進め、地域社会の活性化につなげていくことが重要であると考えております。

本日は、現行の第3次あおり男女共同参画プラン21の終期があと1年で到来するというので、この審議会の当面のメインテーマとなります次期の計画の策定について御説明をするほか、いわゆる女性活躍推進法に基づく県の推進計画の策定などについても御説明をすることとしております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前にお送りさせていただいておりましたが、順に確認をさせていただきます。

本日の次第、委員名簿、席図。席図は、本日、修正がございましたので、差し替え版をお手元にお配りしております。

資料1、青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理体制

資料2、青森県附属機関に関する条例（抜粋）及び青森県男女共同参画推進条例

資料3、青森県男女共同参画に関する意識調査報告書。事前に概要版の方をお配りしておりまして、本日、緑色のファイルに綴じております本編をお配りしております。

資料4、第4次男女共同参画基本計画の概要版

資料5-1、第3次あおり男女共同参画プラン21

資料5-2、第4次あおり男女共同参画プラン21（仮称）の策定について

資料6、計画策定スケジュール（案）

資料7-1、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

資料7-2、女性活躍推進法に基づく県推進計画について

資料8、平成28年度あおり女性の活躍ステップアップ事業

本日、お配りしております参考資料は、参考資料1、第3次あおり男女共同参画プラン21

参考資料2、第4次男女共同参画基本計画

参考資料3、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

参考資料4、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

カラー物になりますが、平成27年度あおり女性の活躍ステップアップ事業実施報告書概要版

以上が机の上にお配りしていた資料になります。

そして、北村委員からご提供のありました内閣府男女共同参画推進連携会議の平成27年度版データ

以上、不足はございませんでしょうか。

それでは、次に会議内容の公開についてお願いを申し上げます。

審議会の会議の議事録につきましては、後日、県のホームページで公表する予定としておりますので、予めご了解いただきますようお願いいたします。

また、本会議は、青森県附属機関に関する条例第6条の3に基づき、委員の半数以上の出席を必要としておりますが、本日、委員15名中8名の皆様にご出席いただいておりますので会議が成立していることをご報告いたします。

また、委嘱状は既にお手元にお送りしておりますので、2月26日付で青森県男女共同参画審議会委員に委嘱されました委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いします。

それでは、まず、日景委員から順にお願いします。

(日景委員)

皆さん、こんにちは。

弘前大学に勤務しております日景と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、秋庭委員、お願いします。

(秋庭委員)

こんにちは。県VIC・ウーマン副会長の秋庭です。私は農業でりんごづくりをやっていきます。よろしくお願いいたします。

(司会)

富山委員、お願いします。

(富山委員)

青森県医師会の富山と申します。私は、内科医で開業をしております。よろしくお願いいたします。

(司会)

今委員、お願いします。

(今委員)

青森ダイハツモータースの総務人事部の今と申します。会社で女性活躍推進の窓口をしておりますので、今日、参加いたしました。よろしくお願いいたします。

(司会)

では、向かい側にいきまして、松本委員、よろしくお願いいたします。

(松本委員)

弁護士の松本です。青森市の新町で開業しております。よろしくお願いいたします。

(司会)

内田委員、よろしくお願いいたします。

(内田委員)

株式会社東京堂の内田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

北村委員、お願いいたします。

(北村委員)

青森県男女共同参画推進協議会の会長を務めております北村でございます。

私は、市内で株式会社青森経営研究所という小さな会社を営んでおります。追加資料で皆様に差し上げましたが、内閣府男女共同参画局の中に連携会議が組織されておりまして、中に刷り物の名簿なども入っているかと思いますが、この連携会議の有識者議員を担っております。

今、2期目、有識者議員は上段18名でございますが、天皇陛下の心臓の手術をされた天野篤先生とか、この度、女性で初めて国立国会図書館の館長をされることになった羽生先生とか、ご一緒でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

中島委員、お願いいたします。

(中島委員)

八戸市から参りました中島美華と申します。普段はテレビ、ラジオのリポーターをフリーランスでしております。あとは、歌を作って地域が頑張れるような歌を歌ったり、あと、「みかちゃん」とよく呼ばれて、八戸せんべい汁研究所の「福」所長をしております。そういった形で地域とのつながりを大切にしながら、これまでも活動してきました。何か活かさればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

どうもありがとうございました。

次に県の事務局を紹介させていただきます。

先ほど、挨拶いたしました環境生活部次長の白坂です。

青少年・男女共同参画課長の三浦です。

男女共同参画グループマネージャーの田中です。

それから、青森県男女共同参画センターの小山内館長も出席しています。

それでは、青森県附属機関に関する条例により、本審議会に会長を置くこととしておりますので、組織会に移らせていただきます。

青森県附属機関に関する条例により、会長は委員の互選によって選出することとなっております。どなたか、適任の方のご推薦をお願いできますでしょうか。

松本委員、お願いします。

(松本委員)

松本です。

私から、これまで会長代理をお願いしておりました、弘前大学の日景先生が適任だと考えておりますので、是非、日景委員をお願いしたいと思っております。

(司会)

松本委員、ありがとうございます。

ただ今、日景委員を推薦する旨のご提案がございました。

皆様、どうでしょうか。

ご異議がないようですので、会長は日景委員をお願いしたいと思います。

日景委員、よろしくお願いいたします。

それでは、日景会長、会長席の方へお移りいただけますでしょうか。

それでは、日景会長、ご挨拶をお願いします。

(日景会長)

改めまして、皆さん、こんにちは。

ただ今、選任いただきました日景と申します。よろしくお願いいたします。

私、実は埼玉県生まれでして、青森県民になりまして30年ちょっとが過ぎました。

はじめは大変雪が苦手で、今も決して得意ではないんですが、でも、住んでいると、土地柄といいましようか、人も温かいし、とても良いところだなと思っています。

一方で、いろいろな方達とお付き合いをする中で、本当に女性の方達が一生懸命働いているなということを実感しました。

一方で、総じてなんですが、全員とは思いませんが、男性はお仕事が終わるとお家の中であまり何もせずにといいましようか、食事をしたり、そういうことで、特にお手伝いをしていないような様子も散見されました。

青森県は、労働力率、女性の労働力率が非常に高く、いわゆるM字就労にはなっていないんですね。それだけ、やっぱり女性の方達が一生懸命働いている県だなと実感しています。

しかし、この男女共同参画審議会の目的が、第3次プランにありますように、ささえ合い、わかち合うとなっているのですが、そのあたりの視点でみると、まだ十分ではないんじゃないかと思っております。

審議会、なかなか多方面にわたって検討しなければいけないということで、それぞれの分野の皆さんにご参画いただいていることですので、是非、次の、当面のミッションである第4次男女共同参画プランにいろいろなご意見をいただければと思います。

会長、あまり力がありませんので、皆さんのお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

(司会)

日景会長、どうもありがとうございました。

それでは、ここで白坂次長は所用により退席させていただきます。

それでは、青森県附属機関に関する条例により、本審議会の議長は会長が務めるということになっております。以降の進行は、日景会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(日景会長)

それでは、組織会を続けさせていただきます。

青森県附属機関に関する条例によりまして、会長に事故がある時などのために、予め、その職務を代行する、代理する委員を選出することになっておりますので、私から、当審議会の会長代理を指名させていただきます。

本日、ご欠席ではありますが、高山委員を指名したいと思います。

高山委員は欠席されておりますので、ご本人のご了解につきましては、後ほど、事務局からお願いしてよろしいでしょうか。

それでは、よろしくをお願いいたします。

では、続きまして、苦情等部会委員の指名を行います。

その前に事務局から苦情等部会について、ご説明をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

(三浦課長)

では、事務局から苦情等部会の内容についてご説明します。

皆様のお手元にごございます資料1という、カラーの3つ折りのパンフレットをご覧ください。こちらのパンフレット、3つ折りになっておりますので、お開きください。

左側のページを簡単にご説明申し上げます。

まず、県では、青森県男女共同参画推進条例の第11条に基づきまして県の男女共同参画に関する施策等への苦情や意見を受け付けることとしております。

申し出されました苦情等につきまして、この青森県男女共同参画審議会の部会の中で、中立・公平に調査審議を行うこととしております。

苦情等の内容につきましては、この下の欄に書いておりますように、県が実施しております男女共同参画の推進に関する施策、または、その推進に影響を与えると認められる施策に関するものとなっております。

ただし、次の事項に該当する場合には対象外となります。

判決・採決などにより確定した事項であるとか、裁判所において係争中の事項であるとか。このようなものは除かれることになっております。

苦情等の申出人の範囲といたしましては、県内在住者、また県内に在勤、在学する個人。

また、県内に住所を有する法人または団体の代表者となっておりまして、申出は書面で県の担当課に提出することになっております。

真ん中のところに苦情処理の流れという図が書いております。

この中でありますように、申出がございましたら、この苦情等部会の中で審査をしていただくということになります。

こちらの部会につきましては、県の附属機関に関する条例というものがありまして、その中で定めがありまして、この部会の委員は会長が指名することになっております。

また、その人数は3人とされておりまして、男女、いずれか一方の委員の数は1人とすると規定されております。

以上、苦情等部会の説明をさせていただきました。

(日景会長)

ありがとうございました。

ただ今、ご説明がございましたように、苦情等部会委員は会長が指名することになっておりますので、私から指名いたします。

まずお一人は会長代理に高山委員をお願いしたいと思っております。それから、もう一人は、松本委員をお願いします。部会長は私が務め、この3名を委員としたいと思います。

松本委員、お引き受けいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、高山委員につきましては、先ほどと同じように事務局から同意を得ていただくようお願いします。

任期ですが、本日から平成30年2月25日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で組織会を終了させていただきます。

それでは、ただ今より次第に従いまして案件に入ります。

まず、本審議会の事務について、事務局からご説明をお願いいたします。

(三浦課長)

では、審議会の事務につきまして、私から資料2でご説明させていただきます。

A4の2枚綴じになっております資料2をご覧ください。

こちらの資料につきましては、先ほどお話ししました県の附属機関に関する条例というものの中の抜粋。それから、2枚目には、県の男女共同参画推進条例の抜粋が付いておりますので、この中から必要な部分についてご説明いたします。

まず、1枚目をご覧ください。

この県の附属機関に関する条例につきましては、県の附属機関、多数ありますけれども、それら全般について、この条例の中で定めているものでございます。

この中の第2条をご覧くださいなのですが、県では、別表第1に掲げる附属機関を設置

し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は同表の当該各欄に掲げるとおりとする、と定められております。

この別表1でございますが、1枚めくっていただきまして、この1枚目の下の方に男女共同参画審議会の部分だけが抜き出して書いております。

この中に担当する事務というものがあまして、男女共同参画推進条例の第8条第3項の規定により、その権限に属せられた事項。それから、その同条例第1条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情ならびにこれの施策に対する意見の処理に関する事項。その他、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること、と定められております。

組織、委員の構成等は、この表のとおりでありまして、定数につきましては15人以内と定められており、その中でも特に男女のいずれか一方の委員の数が委員の10分の4未満ではあってはならないと決められております。

任期は2年となっております、会長、副会長等の選任は委員の互選によると定められております。

次の2枚目であります、男女共同参画推進条例について、若干ご説明したいと思います。

この条例につきましては、本県の男女共同参画について、全般を定めたものでありますので、第1条の目的から第3条の基本理念という形で規定がされております。

裏面をご覧ください。

先ほど、審議会の事務ということで、担当する事務のところでお話いたしました、この男女共同参画推進条例の第8条で決められたものとお話を申し上げました。第8条と第11条で規定されているということになります。

基本計画というのは第8条でありまして、ここで知事は男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、基本的な計画を定めなければならないとなっております。

また、第8条第3項で、知事がこの計画を定めようとする時は、男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされております。

ですので、男女共同参画の基本計画を作るにあたっては、こちらの審議会でご意見をいただくということに決められておりますので、ここが一番重要な担当の事務となるかと思っております。

以上でございます。

(日景会長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきますが、その前に本日の会議の議事録署名者をお二人指名させていただきます。

今回の署名者は、秋庭委員と今委員にお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず最初の議題ですが、「第4次あおり男女共同参画プラン21（仮称）」の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

（田中 GM）

失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、資料3、4、5、6を使ってご説明していきます。

まず最初に資料3ですけれども、青森県男女共同参画に関する意識調査報告書ということで、概要版でご説明させていただきます。

前回は、平成21年7月に実施しておりますが、6年ぶりの実施ということで、まず1ページ目に書いておりますけれども、今年度、10月から11月にかけて県内の2千人の方に調査票を郵送しまして、668人、33.4%の有効回答数がございました。

この意識調査ですが、計画策定する前の県民の方達の意識調査ということで実施しております。

続きまして、次、2ページに、男女平等に関する意識については、社会全体で見た場合には、男性優位とする割合が75.1%となっております。各分野におきましても、社会生活の多くの場面で男性優位と感じていることが分かる状況となっております。

特に、男性優位の割合が高い分野については、職場で63.6%、政治の場では78.4%、社会通念・習慣・しきたり等の74.4%となっております。

これに対して、平等の割合が高い分野については、学校教育の場45.4%、自治会やNPO、ボランティアなど地域活動の場で41.5%となっております。

これらの結果から、今後も様々な分野で男女共同参画の実現に向けた継続的な取組が必要ではないかと考えております。

次に3ページをご覧ください。

家庭における役割について、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきの考え方に対して、賛成と、どちらかといえば賛成を合わせた賛成の割合は44.9%、反対とどちらかといえば反対と合わせた反対の割合については、45.5%となっております。同程度となっております。

この結果から、今なお、固定的性別役割分担意識が根強く残っている様子が伺えるのではないかと考えております。

続きまして、4ページですが、家庭における夫婦の役割分担については、現実として、家計は夫婦共同、家事等は主に妻とする割合が44.2%と最も高く、妻の負担が大きい様子が伺われるところです。

次に5ページですけれども、理想としては、家計も家事等も夫婦共同とする割合が67.1%と最も高くなっております。現実と大きな開きがあることが分かります。

次に6ページですけれども、男性の積極的な家事・育児などへの参加のために必要なことを

聞いたところ、夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ることのほかに、男性による家事・子育てなどの評価を高めることなど、ご覧の項目が上位となっております。

この結果から、男女が共に家庭での責任を果たしていくための意識啓発やワーク・ライフ・バランスの実現などが重要であることが考えられるかと思えます。

次に7ページの女性の活躍についてですが、結婚や子育ての時期に関連した女性の働き方の理想については、結婚や出産に係わらず、ずっと職業を持つとする割合が最も高く42.1%となっております、女性でその割合が高くなっております。

次に8ページですけれども、女性をもっと増える方が良い職業や役職は、国会議員、県議会議員、市町村議会議員とする割合が最も高く47%となっているほか、医師で41.5%、企業の管理職38.2%、知事・市町村長36.7%などとなっております。

次に9ページの政治・経済・地域などの各分野で女性リーダーを増やす時に障害となるものについては、公的な保育・介護サービスが不十分とする割合が最も高く52.8%となっているほか、保育・介護・家事などの夫など家族の支援が不十分51.5%などとなっております、これを見ますと男女が共に家庭での責任を果たしていくという意識の啓発やワーク・ライフ・バランスの実現など、女性の活躍推進のためには、様々な取組が今後とも必要と考えております。

続きまして、10ページですけれども、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なことは、子どもを預けられる環境の整備とする割合が最も高く82.6%となっているほか、職場の管理職の理解、意識改革64.7%などとなっております、環境整備と共に男女が共に家庭での責任を果たしていくという意識の啓発が引き続き重要と考えられます。

次に11ページですが、仕事と生活の調和についてということで、理想としては、仕事と家庭生活を共に優先とする方の割合が40.9%と最も高くなっておりますが、現実では、仕事と家庭生活を共に優先を実現できているのは25%となっております、理想と現実の開きがあることが分かります。

現実で最も高いのは、仕事を優先で44.6%となっております、特に男性で高くなっております。

次に12ページでは、ワーク・ライフ・バランス実現のための取組として必要なものを聞いたところ、育児休業・介護休業をとりやすくする58.8%のほか、管理職の意識改革を行うなどといった項目が上位となっておりますが、上位の項目については、女性が必要と考えている割合が高くなっております。

次に13ページの男女間における暴力では、結婚をしたことがある人の配偶者からの暴力の被害経験について、26.8%の人が何らかの暴力の被害経験があるとしています。男女別でみると女性は31.3%、男性は20.1%となっており、男性の被害経験も5人に1人程度はあることになっております。

次に14ページでは、配偶者からの暴力被害の経験がある人の相談状況については、どこにも相談しなかったとする者の割合が56.6%と過半数を超えておりまして、特に男性で

高くなっております。

また、友人・知人に相談したが26.3%、家族や親戚に相談したが24%となっており、相談する場合には、身近な人に相談していることが分かるかと思えます。

ただし、これらの相談したものの割合については、男女で開きがあり、男性の割合が低くなっております。

次に15ページですけれども、これについて、相談しなかった理由としましては、相談するほどのことではないが最多で47.7%となっているほか、自分さえ我慢すればやっていける、相談しても無駄、自分にも悪いところがあったなどとなっておりまして、特に相談するほどのことではない、相談しても無駄、自分にも悪いところがあったとする方の割合は男性で高くなっている状況です。

次に16ページの暴力を防止するためには、上位の項目としては、身近な相談窓口の増設、家庭教育を行うなどの項目が上位となっております。

次に17ページの防災・復興に必要なことですけれども、避難所の設置・運営時の男女を交えた話し合いが最も多くなっておりまして、62.4%となっているほか、性別に配慮した避難所運営などとなっております。

上位項目、いずれにおいても、女性の方が必要と感じている割合が高くなっております。

この結果をみますと、防災・復興対応においても、男女共同参画や固定的性別役割分担意識の解消などが求められていることが分かるかと思えます。

最後に18ページの男女共同参画に関する行政への要望としましては、上位から、保育や介護の施設サービスの充実が最も高く66.2%となっているほか、育児・介護中の継続就労支援62.1%など、継続就労のための支援となっておりまして、特に女性の割合が高くなっております。

これをみますと、継続的な勤務や再就職など、就労に関する支援の要望が強いことが分かるかと思えます。

意識調査全体としてみますと、今後とも、様々な分野で固定的性別役割分担意識の解消への取組や、女性活躍のための環境整備としてのワーク・ライフ・バランスの推進や男性の家庭への進出が必要な状況であると考えられます。

資料3については以上です。

次に資料4です。第4次男女共同参画基本計画（概要）をご覧ください。

この国の計画は、昨年12月25日に閣議決定されたものです。国においては、第3次計画に基づき施策に取り組んできたところですが、我が国の現状は、長時間労働を前提とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題など、女性にライフスタイルや世帯構成の変化の対応等々、様々な側面からの課題が存在しており、世代を越えた男女の理解のもと、それらを解決していくため、真に実効性のある取組が求められているとしています。

これに対して、資料にも記載しておりますが、第4次計画では4つの目指すべき社会の実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成促進を図ることと

しております。

また、右側に記載しておりますが、今回、改めて強調している点としまして、

- ①番の男性中心型労働慣行等の変革
- ②番としまして、あらゆる分野における女性の参画拡大
- ④番目としまして、東日本大震災の経験と教訓を踏まえた防災復興対策の施策への活用
- ⑤番目としまして、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化などが挙げられています。

資料の2ページをお願いいたします。

2ページにつきましては、国が掲げる政策領域目標一覧となっております。

3ページは、第4次計画の施策の基本的方向と具体的な取組ですが、第3次計画から大分項目として見直しがされておりました。例えば、11番の防災復興体制への確立といった、強調されている取組はありますけれども、取組として、全体として大きく変わった点はないものと考えております。例えば、②番の政策・方針決定過程への女性の参画拡大、それから⑦番目の女性に対するあらゆる暴力の根絶といった重要な項目については、そのまま引き継がれている状況です。

詳細につきましては、参考資料に計画の本体を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、次に第3次あおもり男女共同参画プラン21策定後の状況ということで、資料5-1をご覧ください。

A3横長とA4の縦長の資料の2枚を綴じた形になっておりますが、A3の資料は、計画の基本目標とそれに基づく重点目標と、それに対して、プラン策定後の状況ということで、計画策定後の状況や取組状況、それから今後の方向性等について記載しております。

また、A4のペーパーについては、プラン21の進捗状況を管理するための10の指標を設定しておりますが、今年度、第1回目の審議会でお示しをした各指標の状況を添付しておりますので、併せてご覧ください。

15項目の重点目標ございますが、何点か項目を絞ってお話させていただきます。

まず、基本目標Iの政策方針決定過程の女性の参画拡大に基づく重点目標1、政策方針決定過程の女性の参画促進の状況としましては、県審議会等の女性委員比率は基準値よりは高くなっておりますが、ここ数年は横ばい状況が続いており、目標値には達していません。

また、県及び審議会における女性議員の割合は上昇傾向にありますけれども、全国と比較すると、その差はなかなか縮まっておりません。

このような状況から、今後とも、施策を継続する必要があると考えております。

次に重点目標2、女性の人材育成と能力開発支援につきましては、県において、企業・団体等の管理職を目指す意欲のある女性のエンパワーメントを目的としまして、平成25年度及び26年度に「ハンサムウーマンセミナー」の開催や平成19年度から政策方針決定過程へ参画できる女性人材を育成する、「あおもりウィメンズアカデミー」などの施策を実施しておりますが、県内企業等における管理職に占める女性の割合は、決して高いとはいえない状況にあることから、今後とも、上を目指す女性を支援するための取組が必要であると考

えています。

次に基本目標Ⅱ、男女共同参画意識の定着に基づく重点目標3、男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革について、指標としている男女共同参画基本計画策定市町村割合につきましては、市町村への働きかけの結果、平成26年3月時点で100%を達しております。

また、様々なセミナー等を通じまして、固定的性別役割分担意識の見直しを呼び掛けておりますが、意識調査の結果を見ても、未だにそういった意識は根強く残っており、今後とも、施策を継続する必要があると考えております。

次にちょっと飛びますけども、基本目標Ⅲ、職場・家庭における男女共同参画の実現に基づく重点目標7、雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保の状況としましては、指標としている育児休業取得率につきましては、女性では取得率の向上が見られるものの、男性では伸び悩んでおりまして、男性の育児参加が進んでいない状況にあります。

また、女性活躍推進法が平成28年4月に完全施行されることや、県としても、女性起業家の育成や子育て女性の再就職支援に取り組んできたことから、企業における女性活躍の取組が期待されるところであり、今後とも、施策を実施する必要があると考えております。

次に重点目標8、農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進の状況としましては、指標としている家族経営協定締結農家数が目標値を上回っておりまして、農業経営における男女共同参画意識は向上していると考えられます。

また、県では、農山漁村における女性の起業家育成の取組を行うとともに、商工会等における女性部員の資質向上の取組が行われていますが、女性活躍を推進するために、今後とも、施策を実施する必要があると考えています。

その下の重点目標9ですけども、生活と仕事の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、平成23年度から始まりまして、「あおりワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録企業は、平成23年度の9社から今年度末で30社に増加しております。

また、県では、ワーク・ライフ・バランス推進の普及啓発や子育て支援の取組などが進められておりますけども、意識調査の結果などをみますと、現状では、家事・育児、介護において多くを女性が担っている状況にありまして、ワーク・ライフ・バランス推進によって、男女が共に働き続けられるような施策が今後とも必要であると考えています。

次に基本目標Ⅳの地域社会における男女共同参画の実現に基づく重点目標12の地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進につきましては、東日本大震災を契機としまして、災害時における男女共同参画の視点が改めて注目されることになったところですが、あらゆる分野における女性の参画の機会を確保するために、引き続き施策を実施する必要があると考えております。

次に重点目標13、女性に対するあらゆる暴力の根絶については、意識調査の結果からも、配偶者から何らかの暴力を受けた男女は、ある程度の割合で存在している状況にあることから、引き続き「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」に基づき施策を実施するととも

に、女性に対する暴力根絶の施策を推進する必要があると考えております。

以上、項目を絞ってご説明いたしました但、全体としては取組が進んでいるものの、今後とも、施策の継続が必要ではないかと考えております。

続きまして、資料5-2、第4次あおもり男女共同参画プラン21（仮称）の策定についてという資料をご覧ください。

こちらにつきましては、今までご説明してきました現状を踏まえて、これから計画を策定するにあたって、こういう考えで、ということを簡単にまとめたものとなっております。

1の趣旨としましては、県では、男女共同参画社会基本法に基づきまして、平成12年度から計画を策定しまして、その後の改定等を行いながら、各種施策を推進してきたところです。

今回、これまでの成果と課題及び新たな動き等を踏まえた計画を策定しまして、更なる男女共同参画の実現を推進することとしています。

次に2の計画の位置付けですが、先ほどの挨拶にもございましたが、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県計画であるとともに、県の条例の第8条に基づく県の男女共同参画基本計画となっております。

次に3の策定に当たっての考え方ですが、1点目は第3次計画に基づいた施策の評価と本県の現状を反映する。

2点目としまして、第3次計画、今の計画ですけれども、策定後に生じた社会情勢等の変化や課題に対応する。

3点目としまして、先ほどご説明しました県民意識調査の結果や意見を反映する。

4点目としまして、国の第4次男女共同参画基本計画と整合させるということで進めていきたいと考えております。

次に4の大目標ですけれども、これについては、先ほど、会長からもお話がありましたけれども、「男女がわかち合い ささえ合う青森県」という大目標は継続していきたいと、事務局としては考えております。

それから、5の計画期間としましては、今の計画が終了後、引き続き5年間で予定しております。

次の6の構成についての基本的考え方ですが、1点目は「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の構成の枠組みを継続したいと考えております。

2点目としまして、国の「第4次男女共同参画基本計画」における、各政策領域に対応した構成で考えております。

それから、次、資料6ですね。計画策定スケジュール（案）ということで資料を作っておりますが、こちらは、予定としましては、審議会関係といたしましては、6月末頃に素案の審議をしていただいて、それからそれを基に8月頃に修正案の審議、最終審議としまして1月に終了しまして、2月頃には県として最終的に決定したいと考えております。

今のプランの改定の関係につきましては、以上となります。

(日景会長)

ご説明、ありがとうございました。

丁寧にご説明いただきましたけど、ご質問等ございますか。いかがでしょうか。

何でもよろしいかと思しますので、どうぞ遠慮なくご質問ください。

お願いいたします。

(北村委員)

意識調査をされて、設問などの文言については、この審議会でも少し意見を述べさせたいいただいたことを記憶しておりますが、調査結果の回収率は、第3次基本計画を作った時と比べて、回収率がどうだったのかと記憶していませんものですから。

それから、新しい視点では、防災・復興に関連して今回、初めて入ったわけですが、特に、前回と比べてこういうことが顕著であったというようなことがどんなものであったのか。

それから、まだ、されていないと思いますけども、各都道府県、同じような県民、住民の意識調査をしているわけですが、東北だけでも、例えば、隣の岩手県とか秋田とか山形とかで調査した結果と比べて、青森県は、どんなところに課題を未だに抱えているのかというようなことも、この機会に比較検討するというようなことも必要ではないかと思うのですが。

されていなかったら、次回ぐらいまでにちょっと試みていただきたいなと思います。

回収率については分かりますよね。お願いします。

(日景会長)

はい、お願いいたします。

(田中 GM)

回収率につきましては、今回、前は標本数が3千につきまして、有効回答数が1,188で有効回答率が39.6%ですので、今回は若干落ちていますが、庁内の統計を所管している部署に確認したところ、この程度であれば県民の意識調査としては成立するのではないかということで回答をいただいております。

それから、意識調査全体としましては、最後に総括として述べておりますが、引き続き固定的性別役割分担意識がまだまだ残っている部分と、あとそれから、女性活躍を進める上で、まだまだ男性の意識とか、行動の部分で意識の部分に働きかけていく必要があるのかなということで考えております。

あと、他県との比較ですが、それは、今の時点ではまだ実施していない状況です。

今後、また検討したいと思います。

(日景会長)

他にいかがでしょうか。

(富山委員)

青森県医師会の富山でございます。

資料の第4次男女共同参画基本計画概要の2ページでございますが、地方公務員の課長相当職に占める女性の割合というところがございますけども、現状、8.5%で、青森県はそれよりも高いのか低いのか。そして、今後の成果目標でございますが、それを目標にするに当たって、青森県では何か具体的に管理職を育てるためのプランとか、あるいは数値目標とかは挙げているのでしょうか。

(日景会長)

事務局からお願いいたします。

(三浦課長)

県の女性管理職の登用の状況につきまして、毎年まとめております、県の男女共同参画の現状と施策という、この冊子の中で公表しております。平成27年につきましては、女性、管理職の中の女性比率は6.9%となっております。

ただ、この管理職の定義が、その県によって若干違ったりしますので、どこまでを管理職というかというので、若干のずれ等はあると思います。

この中で、国が地方公務員の、こちらは本庁課長相当職に占める割合ということで15%という目標を32年度まででは立てております。

これにつきましては、県で事業主としての行動計画というものを女性活躍推進法に基づいて作ることにされており、現在策定中でありますので、それが策定されれば、内容の方も分かるかと思えます。それにつきましては、人事課が所管なものですから、私共の方では詳細は承知していないという状況であります。

これにつきましては、女性活躍推進法も完全施行されるものですので、県としても、その辺の女性の人材育成とか登用については、今後、力を入れていくことになろうかと考えています。

(富山委員)

ありがとうございます。

県内企業等の女性の管理職登用について、やはり県のそういうものが参考になるかと思えますので、是非、まず隗より始めよと、それから実際のやっている内容を企業に示していくことも必要かと思えます。

(日景会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

特にございませんか。

それでは、事務局いかがでしょうか。もし、今日、ご説明いただいて、今、質問は出ないけれども、よく見たら、こういうことはどういうことなのかな？というのが出てくる可能性がありますよね。その時にメール等で問い合わせをして、次回の審議会等でお答えいただくとか、そういうことも可能でしょうか。よろしいですか。

それでは、委員の皆様、そういうことが可能だということですので、また、振り返り等していただき、後日事務局にご質問等お願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、今のところなのですが、いろいろご意見をいただきましたが、今回、内閣府の方で第4次男女共同参画基本計画のことなのですが、皆さん、LGBTという言葉をご存じでしょうか。お分かりでしょうか。レズビアンとか、そういう同性愛だったり、そういう方達がいらして、それについて、少し、基本計画にも触れられているということがありますので、勉強会等をしてはどうかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

<賛成の声>

(日景会長)

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、「賛成です」というご意見をいただきましたので、実施方法等については、事務局と私の方にお任せいただいて、検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方では、先ほどいただいた意見と、それから、この後、ご質問等があるかもしれませんが、そういうことを踏まえて、引き続き、この素案の作成を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に参ります。

議題の2ですが、女性活躍推進法に基づく県推進計画の策定について、ということで事務局から説明をお願いいたします。

(田中 GM)

引き続きご説明させていただきます。

資料7-1、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要という、A4横長の資料をご覧ください。

この法律につきましては、昨年9月4日に公布施行されましたけれども、男女共同参画社会基本法の基本理念に則った実施法として位置付けられておりまして、男女共同参画社会基本法は、社会のあらゆる分野、職域、学校、地域、家庭などを対象としておりますが、この法律につきましては、このうち、女性の職業生活における活躍の推進に限定したものという位置付けで国は説明しております。

法律には、国は女性の職業生活における活躍に関する基本方針を策定することとなっておりますが、この資料でいいますと、真ん中ぐらいになりますけども、基本方針等の作成ということで書いておりますが、国は女性の職業生活における活躍に関する基本方針を策定することとなっております、地方公共団体、県と市町村ですけども、基本方針を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努めると規定しております。

その他、法律の内容としましては、301人以上の企業には、事業主行動計画の策定が義務付けられているといった、女性活躍を推進するための取組などが規定されておりますが、今回は、県の推進計画の説明ということですので、その部分については割愛させていただきます。この法律自体は、4月1日から全面施行になりまして、10年間の時限立法となっております。

次に県の推進計画の関係ですが、資料7-2を見ていただきたいのですが、女性活躍推進法に基づく、県推進計画の策定についてということで資料があります。1の女性活躍推進法に定める都道府県対応の主なものということで、努力義務ですけども、都道府県推進計画の策定となっております、国の基本方針を勘案して、県は女性活躍推進のための計画を策定するよう努めることとされております。

なお、他の都道府県でも推進計画を策定する意向でありまして、このうち、26道府県については、今年度中に策定する予定と聞いております。

それから、協議会の設置。国及び地方公共団体が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、協議会を組織することができることとされておまして、今後、いろいろ関係機関と連携して検討していきたいと考えております。

2の女性活躍推進計画に盛り込む内容ですが、これは、先ほどお話ししました基本方針に示されておまして、大きく分けて3つほどございまして、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置、それから職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備。それから、その他としまして、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項となっております、これを基本的に大きな柱としまして、いろいろ項目を盛り込んでいく形になります。

3の女性活躍推進計画と男女共同参画基本計画との関連ですが、先ほどお話ししたとおり、女性活躍推進法については、男女共同参画社会基本法の基本理念に則りまして、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的としています。

平成27年12月25日に改定されました国の第4次男女共同参画基本計画では、あらゆる分野における女性の活躍を掲げまして、職業生活における女性の活躍を推進していくこととしており、県の男女共同参画基本計画は国の基本計画を勘案することとされております。

次に本県においても、女性活躍推進法に基づく計画と、先ほどお話ししました男女共同参画社会基本法に基づく計画を策定するのですが、両計画の策定方針ですけども、今の第3次男女共同参画プランが平成28年度までとなっております、これから審議会のご意見をい

ただきながら、来年度中に次期計画の策定作業を実施することとしております。

女性活躍推進計画につきましては、審議会の意見を聞きながら並行して策定作業を行うこととしております。

参考としまして、36都府県におきまして、男女共同参画基本計画に女性活躍推進計画を組み込み策定することとしております。

これらの状況を勘案して、本県におきましても、審議会のご意見を伺いながら、両計画を併せた計画として策定していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(日景会長)

ありがとうございました。

女性活躍推進法、私共のところでは「女活法」と略して言っているのですが、これについていかがでしょうか。ご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

(内田委員)

すいません、確認ですが。

この推進計画策定については、こういった基本計画に基づいて、この後、具体的にどういった支援措置を行っていくのかということを決めていくということなんですかね。

(日景会長)

事務局、お願いいたします。

(田中 GM)

これから中身については詰めていく形になります。素案をお示しした上でご意見を伺うという流れになるかと思えます。

(日景会長)

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

(北村委員)

ただ今のご意見に付随することですけれども、先ほども県民の意識調査についてお聞きしましたけれども、国の方針に則って各自治体、各事情の中で県民の底上げを図っていくわけですが、青森県は、本当に青森県ならではの事情を抱えていますよね。それをどうしていくかということは、やはり、この意識調査が全てとは言いませんけれども、ここで回答しているも

のの深いところをくみ上げる必要があると思うんですね。

例えば、意識調査報告のダイジェスト版の10ページを見ますと、女性が働き続けるためには、子どもを預けられる環境の整備が必要という小タイトルで、この中で、2番目に多い棒グラフのところの女性が働き続けるためには、職場の管理職や上司の理解が必要であるという、女性の回答が非常に多いですよ。これは、昔からこうなのですが、しかし、ワーク・ライフ・バランスのところでも女性が管理職の意識をもうちょっと高めて欲しいというのが、やはり高い回答になっていまして、青森県だけではないかもしれませんが、よく女性の管理職の方々への研修に招かれて講師をさせていただきますと、うちの上司の方々に教育をして欲しいみたいな、そんなジョークがあるんですね。

ですから、青森県は、田中さんが、先ほど、まだ、まだ、まだ、まだ、女性に対する意識が男性上位というのが見られましたと。今回の調査で、というのであれば、これまでは、管理職女性候補者みたいな方々にもいろいろと勉強会の機会を県としては差し上げてきましたけども、トップセミナーもやってきたと思うのですが、形を変えて、こまめに中小企業であれ、団体の長であれ。時代は大きく変わって、今日も総理大臣が国会で答弁されていましたが、とにかく女性にも働いてもらわなきゃ困るんだと。本当に正直におっしゃっていましたが、働いて、自分の能力を仕事を通して発揮をしていくんだと。生きがいにも繋がるし、また、地域の経済力の向上にも繋がるわけですから、是非、このデータの読み取りをしていただいて、そして、県民が求めているものを柱だての中に盛り込んでいただきたいと思います。基本計画の、第1次、第2次、第3次と作ってきましたが、それを踏襲するようなものではなく、第4次、新しい時代でございますし、厳しい時代でございますので、是非、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(日景会長)

ありがとうございます。

何かあればよろしくお願ひします。

(三浦課長)

ご意見、ありがとうございます。

先ほど、田中マネージャーの方からもお話したように、なかなか意識改革という部分が進まないというところがございますので、これを引き続きやりながら、またこういう意識をくみ上げて、必要に応じて、また、特に企業の現場でどうなのかという、管理職の男性の方々がどうなのかとかいろいろありますので、少しヒアリングなども検討しながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(北村委員)

一度、お聞きしたいと思っていたのですが、県庁の中の女性の幹部候補生、括りが非常に

難しいと思うのですが、女性の管理職候補生は、どういう場で勉強できるんですか。何か自己研鑽のためのそういう教育の場がありますか？

私、自治研修所の講師は何回か招かれたことはあるけど、全部男性でしたよ。ですから、女性のそういう幹部候補生のための講座ってあるんですか。

(三浦課長)

特段、幹部候補生のための講座のようなものはありません。

ただ、最近は、女性職員用のセミナーというもの別個にやったりとか、そういうものはございます。

あとは、各部局で工夫してやっている部分も、おそらくあると思いますので、例えば、うちの環境生活部でありますと、部局内の研修という形で、各課長が自分のテーマで職員に向かって、自分が考えたテーマを説明するという様なものがありまして、それは他のところでは全部あるわけではないんですが、例えば、自分がそれで説明するということは、自分が勉強して、皆さんに伝えるということなので、いろんな意味で自分の勉強にもなるというのはあると思います。

(北村委員)

部局ごとに、部局の長が創意工夫して、部下をそういうふう育成していると思うのですが、特にこの女性の活躍推進に向けて知恵を絞っているものがあるかどうかというと、部局ごとの調査はいただけますか？聞き取りでもいいし。

聞かれることによって、「ハッ」と気が付くということもあるんです。

(三浦課長)

それは、聞かれることによって気付くというのはあると思います。

ただ、現時点では、そこまでは多分、はっきりしたものはないと、私共が把握している範囲ではないと思います。

ただ、庁内で連携して女性の活躍については事業を進めることにしておりますので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

(日景会長)

ありがとうございます。

それでは、これについては、これで進めていただき、私共のところも、これ、まだ、あとカウントダウンなんですけど、年度内に出すんですけども。現状の洗い出しというデータ、凄くこれが大事だと思ったので、それをやるだけでも、相当県庁の状況とといいますか、それが見えてくるかなとは思っていますので、よろしく願いいたします。

ご意見があるかもしれませんが、少し時間がおして参りまして申し訳ございません。

次の議題に移ります。

3番目ですが、平成28年度男女共同参画に係る主な事業について、事務局からご説明をお願いいたします。

(織笠主幹)

では、この部分につきまして、私からご説明させていただきます。

資料8をご覧ください。

カラー横の1枚ものの資料です。平成28年度あおり女性の活躍ステップアップ事業と題しておりますが、来年度行う取組ということで、これまでの取組、その前段として、現状と課題というものがあまして、これを受けて、これまで様々な取組を行ってきたと。これを受けて、来年度は、というのが一番右側の欄でございまして、そこを主にご説明します。

このあおり女性の活躍ステップアップ事業は、平成27年度、28年度の2か年の重点事業ということで取り組んでおります。基本的に27、28、同じ内容のものを展開していきたいと考えております。

この中で取組1、2、3と3本の柱を基に様々取り組んでおります。

まず、取組1ですが、女性自らの行動による気運醸成。これは女性の活躍を推進するというための気運醸成です。概要としては、現に活躍している女性で構成する推進会議において、具体的方策の検討や女性の活躍についての情報発信をしていく。また、若手女性の交流促進等を図るためのネットワークセミナー、女性管理職リーダーの異業種交流によるネットワークづくり、構築を図るための交流会を開催し、女性自らがアクションを起こすことを促すと。

具体的な中身、事業内容です。

(1)「あおり輝く女性ネットワーク推進会議」。これは年2回開催しております。来年度も年2回の開催を予定しています。

(2)若手女性を対象としたセミナーを県内3か所、27年度は青森、弘前、八戸、それぞれの会場で定員30名のセミナーを開催しております。

(3)女性管理職リーダー交流会の開催ということで、こちらも27年度は青森、弘前、八戸、各会場で定員30名のセミナーを開催したところです。

来年度につきましても、同様の中身を、まだ会場等は決定しておりませんが、開催する予定となっております。

次の取組2ですが、企業等における気運醸成・取組促進ということで、先ほども北村委員から様々なご意見がございましたが、企業の取組を促進するための県の取組ということで、企業のトップを対象にしたフォーラムの開催、また、企業の積極的な取組を紹介するパンフレットを作成して、様々な場面でご紹介していくといったような取組をしようというものでございます。

事業内容ですが、(1)の「あおり女性の活躍応援宣言企業」の登録ということで、これは平成27年度から始まったものでして、現在、10社の皆様にご申請いただいて、登録をしているところです。

来年度も引き続き、募集、登録をしていきたいと考えております。

(2)の女性の活躍推進トップフォーラムの開催ということで、今年度は12月10日に青森市でカルビーの伊藤社長をお招きして、定員150名のトップフォーラムを開催したところです。

来年度もそういった企業のトップの方々を対象とした、こういった大規模なフォーラムを開催したいと考えております。

その次の取組3ですか、こちらは、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進ということで、企業において、女性が家庭も仕事も両立しやすい環境づくりということで、様々な取組を行ってきておりますが、今年度、来年度につきましても、ここに重点的に取り組むということで、具体的な中身ですが、働き方改革トップセミナー、これも今年度1回開催しておりますが、来年度も同様に1回、開催を予定しております。

それから、ここで先ほどの北村委員からのご意見にも対応するような内容になっておりますが、「イクボスセミナー」というものを来年度、新たに取り組みたいと考えておりました、こちら、県内3か所で開催する予定です。当然ながら、男性管理職がメインターゲットになろうかと思いますが、こういったものに取り組みたいですと考えております。

そして、あおりワーク・ライフ・バランス推進企業の登録ということで、来年度も引き続き取り組んで参りたいというところです。

これらの取組ですが、平成27年度の県の取組内容を本日追加でお配りしております、このステップアップ事業の実施報告書概要版というものにまとめておりますので、後ほど目を通していただければ、県ではこういうことをやっていますという、概要が分かるようになっておりますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

(日景会長)

ありがとうございました。

ご質問等、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか、来年度事業について。

ありがとうございます。

実は、少し時間があれば、初めての審議会ということもあって、お考え、いろいろお伺いしようかなと思っていたのですが、大変申し訳ありません。もう終了時刻間際になってしまいましたので、本日の議題も全て終了しましたので、これで本日の審議会を終了させていただきます。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

(田中 GM)

それでは、次回の審議会の開催時期ですが、資料でもご説明しましたけども、6月の末頃を予定しておりますので、その際には計画の素案をお示しし、皆さんから本日いただいたご

意見も入れながら、ご意見を再度いただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(三浦課長)

終了にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

皆様には、審議会の委員をお引き受けいただきまして、特にプランの改定という重要な節目にあたりますので、会議回数の方も多くなっておりますが、何卒、よろしくお願いいたします。

私事ではありますが、これまで委員の皆様にはお世話になりましたが、人事異動で、来年度からは新しい課長になりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日、また、皆様からいろいろ貴重なご意見を賜りましたので、これらの意見を踏まえまして、特に男女共同参画と女性の活躍というのは、県でも全庁的にやっていかなければいけないものではありますので、是非、庁内の連携をよくして進めて参りたいと思っております。

引き続き、よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、以上をもちまして、平成27年度第2回青森県男女共同参画審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。